

## 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校 PTA 会則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校 PTA と称し、事務所を高等学校（以下、「本校」という）内に置く。
- 第2条 本会は本校生徒の保護者および教職員で組織する。なお、政治・宗教・その他の団体に偏る行為を行わない。
- 第3条 本会は保護者と教職員が協力して、生徒の健全な育成と教育活動の充実・向上を図ることを目的とする。

### 第2章 事 業

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 家庭と学校との連絡に関する事項
  - 2 会員相互の研修ならびに親睦に関する事項
  - 3 生徒の学力、体力向上と進路指導に関する事項
  - 4 学校内における教育関係の整備に関する事項
  - 5 会員および生徒の福利厚生に関する事項
  - 6 学校行事への協力に関する事項
  - 7 その他必要な事項に関する事

### 第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。なお、任期中交替した役員の任期は前任者の残任期間とする。後任者が就任するまではその職にあるものとする。
- 1 会 長 1 名
  - 2 副会長 若干名
  - 3 幹 事 若干名
  - 4 会 計 若干名
  - 5 理 事 若干名
  - 6 監 事 2 名
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。また各種会議を招集してその議長となる。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 幹事は本会の庶務およびその他の会務を処理する。
  - 4 会計は本会の会計事務を処理する。
  - 5 理事は理事会を構成し、本会の企画および運営にあたる。
  - 6 監事は本会の会計を監査する。
- 第7条 役員は次の方法によって選出する。
- 1 会長、副会長は理事会において選出する。
  - 2 幹事、会計は教職員の中から校長が推薦する。
  - 3 理事は学年ごとに選出する。また、職員理事は教職員の中から校長が推薦する。理事の定数は理事会で決定する。
  - 4 監事は理事会において、会員の中から選出する。ただし、理事との兼務はできない。
  - 5 任期中交替した役員については上記の限りではない。

#### 第4章 会議

- 第8条 本会の会議は、総会・本部役員会・役員会・理事会とする。
- 第9条 総会は毎年1回開催し、次の事項について審議する。ただし、会長が必要と認めた時もしくは2/3以上の会員の要請があった場合に臨時総会を開くことができる。
- 1 会則の制定および改正
  - 2 事業報告および決算
  - 3 事業計画および予算
  - 4 役員の承認
  - 5 その他必要事項
- 第10条 本部役員会・役員会・理事会
- 1 本部役員会は会長・副会長・幹事・会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
  - 2 役員会は本部役員および委員長・副委員長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
  - 3 理事会は本部役員および理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第11条 会議の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長がこれを決する。

#### 第5章 委員会

- 第12条 本会に次の委員会を置く。委員は理事をもってこれにあて、その所属は会長がこれを定める。ただし、必要に応じて会長が特別委員会を設置することができる。
- 1 総務委員会
  - 2 広報委員会
  - 3 学年委員会
  - 4 特別委員会
- 第13条 各委員会は次の役員を置く。
- 1 委員長 1名
  - 2 副委員長 1名
  - 3 書記 1名
- 第14条 各委員会は理事会の議を経て、この事業計画を実施する。
- 第15条 各委員会の招集は委員長がこれを行う。

#### 第6章 会費および会計

- 第16条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第17条 会費は次のとおりとする。ただし、特別の事情のある場合、別に定めるPTAおよび後援会会費減免要領に基づき会費の減免をすることができる。
- 会費 年額 5,040円（生徒1名につき月額420円とする。）
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の会計は別に定める会計規程により処理する。

#### 附 則

- 1 この会則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この会則は平成22年4月1日から施行する。
- 3 この会則は平成26年4月1日から施行する。

#### 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校PTA慶弔等に関する規程

- 1 生徒およびその家族に関するもの
  - 生徒の死亡 20,000円と花輪一基
  - 父母および父母以外の保護者の死亡 20,000円と花輪一基
  - 被災 被災状況により協議する。ただし、10,000円を最高限度額とする。

## 2 常勤職員に関するもの

本人の死亡	20,000 円と花輪一基
配偶者の死亡	20,000 円と花輪一基
一親等（血族および同居の姻族）	花輪一基
被災	被災状況により協議する。ただし、10,000 円を最高限度額とする。
結婚	10,000 円

3 役員（職員は除く）の退任に関しては、感謝状と記念品を贈る。

4 特別な事情がある場合は、会長が専決し、後日理事会へ報告をもってかえることができる。

5 この表意に対する返礼は不要とする。

## 附 則

1 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

# 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校後援会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校後援会と称し、事務所を高等学校（以下、「本校」という）内に置く。

第 2 条 本会は本校の PTA と連携し、本校教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の会員は本校生徒の保護者および本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者によって組織する。

## 第 2 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本校の施設・設備・環境の整備に関する援助
- 2 本校の教育活動推進のための援助
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。任期は 1 年とし、就任日から次期改選日までとする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 会 長 1 名 | 2 副会長 若干名 | 3 理 事 若干名 |
| 4 監 事 2 名 | 5 幹 事 若干名 | 6 顧 問 若干名 |

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。また各種会議を招集してその議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、本会の企画および運営にあたる。
- 4 監事は本会の会計を監査する。
- 5 幹事は本会の庶務・会計およびその他の会務を処理する。
- 6 顧問は必要に応じ、会務の相談に応じるものとする。

第 7 条 役員は次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長は理事会において選出する。
- 2 監事は理事会において、会員の中から選出する。
- 3 幹事は教職員の中から校長が推薦し、会長が委嘱する。
- 4 顧問は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

#### 第4章 会 議

第8条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第9条 総会は毎年1回開催し、次の事項について審議する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

- 1 会則の制定および改正
- 2 事業報告および決算
- 3 事業計画および予算
- 4 役員の承認
- 5 その他必要事項

第10条 理事会は会長、副会長、理事および監事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第11条 会議の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長がこれを決する。

#### 第5章 会費および会計

第12条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第13条 会費は次の通りとする。ただし、特別の事情のある場合、別に定めるPTAおよび後援会会費減免要領に基づき会費の減免をすることができる。

会費 年額 22,800円（生徒1名につき月額1,900円とする。）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の会計は別に定める会計規程により処理する。

#### 附 則

- 1 この会則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この会則は平成22年4月1日から施行する。
- 3 この会則は平成26年4月1日から施行する。

#### 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校PTA・後援会会計規程

第1条 この規程は、埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校PTA会則第19条および同後援会会則第15条に基づき、会計に関し必要事項を定めるものとする。

第2条 会長は収入、支出の決裁権限を校長に委任することができる。

第3条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて処理しなければならない。

第4条 予算を補正する必要がある場合は理事会の承認を要する。

第5条 予算の科目相互の流用する必要がある場合は役員会の承認を要する。

第6条 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校PTA会則第5条の会計および同後援会会則第5条の幹事は予算の執行事務、現金の出納、資産の保管、証拠書およびその他の帳簿の整理、保管を行うものとする。

第7条 本会に次の会計帳簿を備える。

- |         |           |            |
|---------|-----------|------------|
| 1 予算書   | 2 現金出納帳   | 3 決算書      |
| 4 予算差引簿 | 5 収入支出証拠書 | 6 その他必要な帳簿 |

第8条 預金通帳名義は会長または委任者とする。

第9条 予算を執行するときは、正当な債権者であることなどを確認し、決裁を経て支払い等を行うものとする。

第10条 監事は年1回以上監査を行う。

第11条 監事は監査した結果を総会に報告する。

附 則

- 1 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校 P T A ・後援会会費減免要領

この要領は、埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校 P T A ・後援会の会費減免に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

1 減免対象者及び申請書類

減免を受けることが出来る者は、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 入学料減免者

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和 51 年 3 月 31 日教育委員会規則第 11 号）に基づき減免された者。

<申請書類>

ア 入学料減免申請の許可を以て申請があったものと見做す。

(2) 継続申請者

前年度末まで、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和 51 年 3 月 31 日教育委員会規則第 11 号）に基づき減免を許可された者又は本項により継続許可された者のうち、前回許可された時から状況が変わらず減免を引き続き希望する者。

<申請書類>

ア 申請書

イ 家庭状況申出書

(3) 生活扶助受給者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者。

<申請書類>

ア 申請書

イ 家庭状況申出書

ウ 生活扶助の受給額を証明する書類

(4) 施設入所者、里親に委託された者

児童福祉法第 4 1 条又は第 4 4 条に規定する施設に入所している者。

児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規程により里親に委託されている者。

<申請書類>

ア 申請書

イ 家庭状況申出書

ウ 施設長の証明又は児童相談所長の証明

(5) 児童扶養手当法の規定により保護者が受給している児童扶養手当の額が、教育長が別に定める額以上の者。

<申請書類>

ア 申請書

イ 家庭状況申出書

ウ 児童扶養手当受給証書（写）等、申請月の受給額を証明する書類。

(6) その他の理由により経済的に困窮している者

保護者が死亡、長期の傷病、天災その他不慮の災害を受けたため、会費の納入が困難となった者、及びその他経済的に困窮していることにより会費の納入が困難な者。

<申請書類>

- ア 申請書
- イ 家庭状況申出書
- ウ 事実発生日及び申請理由を証明するもの  
(例) 災害の場合・・・罹災証明  
死亡の場合・・・死亡診断書  
長期傷病の場合・・・診断書、治療中の収入証明  
失職の場合・・・失職の証明、退職所得の証明 など

2 申請の手続き

会費等の減免を受けようとする者は、前記1に記載する書類を校長に提出する。

3 減免の審査

所得審査については、保護者及びその配偶者の所得を合算することにより審査する。(生徒が入学時に成年者の場合は、生徒とその配偶者の所得を合算することにより審査する。) また、就労所得以外の所得がある場合は、それらも合算して審査する。ただし保護者のいずれか又はその両方が欠けている場合には、その事実を証明する書類をもって所得審査を行うものとする。なお、所得制限額は下記のとおりとする。

扶養人数	所得 (保護者と配偶者の合算)	参考 (収入)
1人	1, 323, 600円	2, 151, 000円
2人	1, 710, 000円	2, 070, 000円
3人	2, 093, 600円	3, 251, 000円
4人	2, 474, 400円	3, 771, 000円
5人	2, 850, 000円	4, 243, 000円

前提条件

- 市町村民税所得割額非課税とほぼ同程度
- 扶養親族数の判断は所得証明書上の扶養人数を原則適用
- 1人目の扶養者のみ特定扶養控除 (16歳から22歳、控除額45万円) として計上。  
2人目以降の扶養者はすべて一般 (控除額33万円) として計上。

所得状況に変化があった場合の所得審査

- 給与所得者の場合
  - ① 最新の3月分の給与明細の支給総額の合計 / 3月 × 12月 = 給与収入
  - ② 給与収入を源泉徴収税額票により、所得額を算出する
  - ③ 3の一覧表により審査する
- 事業所得者
  - ① 最新の3月分の表簿の収支の差額 / 3月 × 12月 = 事業所得
  - ② 3の一覧表により審査する

4 減免申請書の提出期限及び始期

審査期	申請期間	適用期間
4月期	4月1日～6月末日	4月から翌年3月までの12ヶ月分
その他	事由の発生後速やかに	事実発生日又は申請日から3ヶ月遡及

- 5 減免の取り下げ  
減免申請中の者が取り下げるときは、会費等減免申請取下書を提出する。
- 6 減免の取消し  
減免を受けている者が、次の各号の一つに該当するとき、事由の発生した日の属する月の翌月（事由が発生した日が月の初日の時は、その日の属する月）以降の減免は取り消される。
  - ア 本人から辞退の申し出があったとき。
  - イ 停学処分を受けたとき。
  - ウ 継続申請の許可後、減免の内容を異にしたとき。
  - エ 会費等の減免を必要としない理由が生じたときと認めるとき。
- 7 委任  
PTA及び後援会の会費減免に関する事務処理に関して、校長に一切を委任する。
- 8 その他  
その他必要な事項は、埼玉県高等学校授業料・入学料減免取扱要領の規程を準用する。

附 則

- 1 この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校 PTA・後援会旅費支出要領**

(目的)

第 1 条 この要領は埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校（以下、「本校」という。）PTA または後援会の会務のため旅行する者の旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

(依頼)

第 2 条 会長は会員の中から会務の必要に応じ、電信・電話・郵便等の手段による連絡手段によっては会務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行を依頼できる。

(種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、日当、雑費とする。

(発着地)

第 4 条 発着地は本校とする。ただしこれによりがたい場合、会長の承認を得て変更することができる。

(内容変更)

第 5 条 旅行を依頼された会員が天災その他やむを得ない事情により経路その他を変更する必要があるときは、会長の承認を得なければならない。

(金額)

第 6 条 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年四月一日条例第二十号）を準用して計算し、得られた金額を基礎金額とする。ただし、この額が旅行に必要な金額を超え、又は不足する場合、会長の承認を得て支出金額の調整をすることができる。

(委任)

第 7 条 本要領に記載された会長の承認手続きは校長に委任する。

附 則

- 1 この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校部活動遠征旅費支出要領

(目的)

第1条 この要領は埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校（以下、「本校」という。）に所属する生徒が部活動又は同好会等（以下、「部活動」という。）の一環として参加した対外試合又は発表会等（以下「対外試合」という。）の結果、関東大会又は全国大会（以下、「大会」という。）に出場する場合の旅費支出に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

(依頼)

第2条 後援会長（以下、「会長」という。）は部活動が大会に出場する場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅費を支出できる。

(種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、雑費とする。

(発着地)

第4条 発着地は本校とする。ただしこれによりがたい場合、会長の承認を得て変更することができる。

(内容変更)

第5条 旅費補助を承認された場合に、その行程において天災その他やむを得ない事情により経路その他を変更する必要があるときは、会長の承認を得なければならない。

(金額)

第6条 旅費の金額は、別表のとおりとし、その金額を概算払いする。大会終了後、速やかに領収書を添えて精算する。

(委任)

第7条 本要領に記載された会長の承認手続きは校長に委任する。

附 則

1 この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項目	支出金額	備考
1 遠征 補助 費	鉄道賃	実費(最下級)とする。 金額は通常の経路および方法により旅行した費用で支出する。
	船賃	実費(最下級)とする。 金額は通常の経路および方法により旅行した費用で支出する。
	航空賃	実費(最下級)とする。 鉄道等によりがたい場合かつ行程を大幅に短縮できる場合に限り利用できる。
	車賃	車賃を人数で除した金額とする。 鉄道等によりがたい場合、又は経費を圧縮できる場合に限る。
	宿泊費	大会要項に定められている場合その金額とする。 定められていない場合、実費とする。
	食卓料	大会要項による料金とする。 宿泊が1泊2食で設定されている場合は、大会要項による弁当代も支出する。
	参加料	大会要項に定められている金額とする。
	雑費	交通費、宿泊費、参加料の1割以内とし、後日精算する。
	参加人員	大会要項に記載された人数とマネージャー1名とする。
	参加日程	開催地が隣接していない県の場合、試合前に1泊することができる。帰路の学校到着が19時以降になることが見込まれる場合、あらかじめ承認を得て宿泊することができる。 行程の中に観光旅行等を実施した場合、観光旅行以降の費用は負担しない。

※いずれの費目も学割・団体割引を適用できる場合、その金額とする。